

埼玉県立嵐山郷指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県立嵐山郷の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立嵐山郷指定管理者について

指定管理者：埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 播磨 高志

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

・令和7年8月5日実施 2団体

（2）応募申請団体数

・令和7年8月29日締め切り 2団体

・申請団体の内訳

社会福祉法人 2団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な嵐山郷の利用を確保することができる
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、入所者の安心・安全に十分配慮した適正な嵐山郷の運営を行うことができる
- ③ 嵐山郷の設置の目的を理解し、入所者の一人ひとりに適した支援を行うことができる
- ④ 県立施設として県の施策を補完する機能を果たすことができる
- ⑤ 嵐山郷の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができる
- ⑥ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
- ⑦ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる
- ⑧ 社会資源の育成及び活用を図り、また、関係機関や関係団体等と連携し、効果的な支援を円滑に行うことができる
- ⑨ 資産管理に対する体制（内部統制）が確立されている組織である

2 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

- ② 職員の配置及び勤務体制は適切か。
- ③ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ④ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑤ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑥ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ⑦ 指定管理業務に係る県の指定管理料（提案額）は適切な額か。
- ⑧ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ⑨ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑩ 施設の設置目的を達成するために創意工夫がされた方策が示されているか。
(自主事業)
- ⑪ 本店又は主たる事務所の所在地は県内か。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
須江 泰子	日本社会事業大学専門職大学院准教授
石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授
早川 洋	嵐山学園施設長
中村友理香	公認会計士
鈴木 康之	埼玉県福祉部副部長

(3) 1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者2団体を2次審査対象団体としました。

社会福祉法人 2団体

(4) 2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目	配点	(社福) 埼玉県社会福祉事業団	A団体 県内
1 公の施設の適切な運営	10点	8.4点	8.6点
2 職員の配置及び勤務体制	20点	16.6点	13.4点
3 柔軟なサービスの提供	15点	11.2点	11.8点
4 効率的・効果的な管理・運営	20点	15.6点	13.6点
5 安定した経営基盤	10点	8.0点	7.8点

6	個人情報の適正な取扱い	4点	3.6点	3.4点
7	適切な指定管理料の算出	8点	6.4点	5.8点
8	危機管理に対する方針及び具体的な方策	5点	4.0点	4.2点
9	県内中小企業者、環境、障害者雇用等への配慮	3点	2.4点	2.6点
10	施設の設置目的達成の方策（自主事業）	3点	2.6点	2.6点
11	本店又は主たる事務所の所在地	2点	2.0点	2.0点
合計点		100点	80.8点	75.8点

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の選定理由

- 当該法人は、利用者の支援、施設の管理及び財務的な管理・運営において全て安定的に運営してきた実績がある。また、強度行動障害に精通する職員の養成・確保、高齢化・重度化が進む利用者への支援における創意工夫など、具体的で確実な人材の養成・確保と利用者支援に係る提案があり、今後とも、当該施設を安定して着実に運営することが見込まれる。
- 次期指定管理期間においては、嵐山郷以外のグループホーム等で生活している障害児（者）の強度行動障害の状態が悪化した際に嵐山郷の短期入所で集中的に支援を実施することや、民間施設等で強度行動障害の状態が悪化したケースについて、嵐山郷職員が施設を訪問し、集中的なアセスメントと環境調整を実施することを提案しており、嵐山郷の運営を通じて本県全体の障害者支援の充実が見込まれる。

○（参考）選定委員の主な質疑

団体名	質疑・回答
社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	質疑：強度行動障害事例検討について 回答：強度行動障害事例検討は平成15年度から実施しており、行動援助部で担当している強度行動障害の利用者4名を対象に、臨床心理士の助言や職員間の意見交換を通じて支援方法を検討し、対象者の状況変化の確認を行った。
その他の団体	質疑：利用者に対し、仕事を選べる多様性や、能力に合った職種の選定、本人の希望に合った働く場を提供するための具体的な方策について 回答：嵐山郷の入所者にも施設内で働いてもらうことを想定している。 運営している施設では、パンやクッキーを作つて、マートで売っているので、入所者に店番をやってもらっている。同じような方法で嵐山郷にも

	マートを作り、施設外の方にそれを買ってもらえば、工賃を支払えると考えている。
--	--

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の提案の概要

(1) 施設運営の基本方針

- ア 強度行動障害等、利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 権利擁護の推進
- ウ 在宅支援の実施と利用者の社会参加の促進
- エ 民間施設等への支援と福祉人材の育成

(2) 取組

- ア 強度行動障害等、利用者の特性に応じた支援の充実

- (ア) 強度行動障害児・者への支援の充実
- (イ) 高齢化・重度化が進む利用者への支援
- (ウ) 日中活動の充実
- (エ) 意思決定支援の推進

イ 権利擁護の推進

- (ア) 権利擁護委員会の設置
- (イ) 権利擁護に関するテーマの検討及び職員への周知徹底

ウ 在宅支援の実施と利用者の社会参加の促進

(ア) 在宅支援

- ・民間施設等の強度行動障害の状態が悪化したケースに対する嵐山郷職員による集中的なアセスメント及び環境調整の実施
- ・嵐山郷に新設する医療ソーシャルワーカーによる、事業団が運営する4歯科診療所の診療調整の実施

(イ) 利用者の社会参加

- 活動センターで制作した作品の県主催の障害者アート企画展などへの出品、施設内での展示、JA直売所等での販売等を通じた、利用者のやりがいや社会参加の機会の提供

エ 民間施設等への支援と福祉人材の育成

- (ア) 民間施設等の強度行動障害の状態が悪化したケースに対する集中的なアセスメント及び環境調整の実施
- (イ) 強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)の実施
- (ウ) 摂食嚥下リハビリテーション研修の実施

(3) その他嵐山郷の設置目的を達成するための方策

- ア グループホームの運営

- イ DXの推進